

議第 2 号

令和4年度 近江八幡市一般会計補正予算（第8号）

令和4年度近江八幡市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 109,180 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 46,216,116 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加及び廃止は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加、変更及び廃止は、「第3表 地方債補正」による。

令和 5 年 2 月 16 日提出

近江八幡市長 小西 理

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		11,103,000	229,218	11,332,218
	1 市民税	4,523,000	177,900	4,700,900
	2 固定資産税	5,179,000	21,518	5,200,518
	3 軽自動車税	285,000	900	285,900
	4 市たばこ税	454,000	16,000	470,000
	7 入湯税	8,000	4,000	12,000
	9 都市計画税	654,000	8,900	662,900
6 法人事業税交付金		92,000	58,000	150,000
	1 法人事業税交付金	92,000	58,000	150,000
9 地方特例交付金		90,000	31,283	121,283
	1 地方特例交付金	90,000	25,160	115,160
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補てん特別交付金		6,123	6,123
10 地方交付税		5,514,142	947,109	6,461,251
	1 地方交付税	5,514,142	947,109	6,461,251
12 分担金及び負担金		169,550	714	170,264
	1 分担金	11,337	800	12,137
	2 負担金	158,213	△86	158,127
13 使用料及び手数料		606,605	△3,627	602,978
	1 使用料	308,029	△7,516	300,513
	2 手数料	298,576	3,889	302,465
14 国庫支出金		7,258,151	△129,301	7,128,850
	1 国庫負担金	4,561,010	△29,763	4,531,247
	2 国庫補助金	2,683,562	△99,386	2,584,176
	3 国庫委託金	13,579	△152	13,427
15 県支出金		3,250,825	△268,746	2,982,079
	1 県負担金	1,725,381	△27,478	1,697,903
	2 県補助金	1,399,124	△197,322	1,201,802
	3 県委託金	126,320	△43,946	82,374
16 財産収入		341,644	△112,046	229,598

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 財産運用収入	100,838	△185	100,653
	2 財産売払収入	240,806	△111,861	128,945
17 寄附金		5,227,421	936	5,228,357
	1 寄附金	5,227,421	936	5,228,357
18 繰入金		7,327,408	△1,650	7,325,758
	2 基金繰入金	7,327,408	△1,650	7,325,758
20 諸収入		898,113	△49,229	848,884
	1 延滞金、加算金及び過料	11,201	900	12,101
	3 貸付金元利収入	10,710	△2,000	8,710
	4 受託事業収入	42,686	△8,678	34,008
	5 雑入	833,485	△39,451	794,034
21 市債		1,458,700	△811,841	646,859
	1 市債	1,458,700	△811,841	646,859
歳入	合計	46,325,296	△109,180	46,216,116

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		257,325	△16,703	240,622
	1 議会費	257,325	△16,703	240,622
2 総務費		12,190,467	420,861	12,611,328
	1 総務管理費	11,342,964	557,899	11,900,863
	2 徴税費	327,652	△19,156	308,496
	3 戸籍住民基本台帳費	281,871	△55,825	226,046
	4 選挙費	195,565	△59,710	135,855
	5 統計調査費	14,965	61	15,026
	6 監査委員費	27,450	△2,408	25,042
3 民生費		17,545,083	△458,958	17,086,125
	1 社会福祉費	7,493,444	△174,300	7,319,144
	2 児童福祉費	8,813,070	△239,533	8,573,537
	3 生活保護費	1,238,569	△45,125	1,193,444
4 衛生費		3,775,621	△125,762	3,649,859
	1 保健衛生費	2,565,572	△126,727	2,438,845
	2 清掃費	1,210,049	965	1,211,014
5 労働費		29,094	△548	28,546
	2 労働諸費	29,094	△548	28,546
6 農林水産業費		1,208,788	△181,874	1,026,914
	1 農業費	1,181,223	△181,668	999,555
	2 林業費	17,338	△206	17,132
7 商工費		1,268,041	△95,880	1,172,161
	1 商工費	1,268,041	△95,880	1,172,161
8 土木費		2,693,516	△220,133	2,473,383
	1 土木管理費	34,521	△3,471	31,050
	2 道路橋りょう費	740,419	△118,361	622,058
	3 河川費	147,388	△34,077	113,311
	4 都市計画費	1,367,743	△22,002	1,345,741
	5 住宅費	403,445	△42,222	361,223
9 消防費		970,399	△19,565	950,834
	1 消防費	970,399	△19,565	950,834

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 教育費		3,881,547	212,713	4,094,260
	1 教育総務費	390,338	△8,703	381,635
	2 小学校費	397,469	263,141	660,610
	3 中学校費	177,810	75,813	253,623
	4 幼稚園費	414,837	△4,942	409,895
	5 社会教育費	1,235,034	△56,262	1,178,772
	6 保健体育費	1,266,059	△56,334	1,209,725
12 公債費		2,475,415	376,669	2,852,084
	1 公債費	2,475,415	376,669	2,852,084
歳 出	合 計	46,325,296	△109,180	46,216,116

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
駅南総合スポーツ施設管理運営事業 (追加その2)	令和5年度	1,367

2 廃止

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
新市庁舎整備事業 (設計施工工事・監理委託)	令和5年度から 令和7年度まで	5,048,961
新市庁舎ネットワーク整備事業	令和5年度から 令和7年度まで	348,040
小中学校空調設備整備事業 (設計施工工事)	令和5年度	157,388

第3表 地方債補正

1 追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	76,700	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる資金 について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融資条件による。 銀行その他の場合には、その債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間およ び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低 利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	34,800			

2 変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地改良事業	104,100	証書借入 又は 証券発行	5.0% 以内 (ただ し、利率 見直し方 式で借り 入れる資 金につい て、利率 の見直し を行った 後におい ては、当 該見直し 後の利 率)	政府資金 について は、その融 資条件によ る。銀行そ 他の場合 には、その 債権者と協 定するもの による。 ただし、 市財政の都 合により、 据置期間お よび償還期 限を短縮し 、若しくは 繰上償還 又は低利に 借換えする ことができ る。	1,900	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
急傾斜地崩壊対策事業	19,500				4,500			
下水道事業会計繰出金 (公共下水道事業)	34,000				26,000			
消防・防災施設 整備事業	4,800				4,700			
社会体育施設整備事業	121,200				86,200			
臨時財政対策債	550,000				412,059			

3 廃止

(単位：千円)

起債の目的	限度額	備考
安土町総合支所庁舎 整備	37,900	
認定こども園・保育所 施設整備	25,700	
民間心身障害児者 社会福祉施設整備事業	36,500	
津田千拓果樹団地 整備	24,700	
観光地域振興無電柱 推進	9,000	
国道庫改良補修 事業	131,900	
国道庫長寿命補修 事業	10,800	
安土文芸の郷公園 施設長寿命化整備事業	108,100	
文化会館整備事業	240,500	

提案理由

総務費において、職員給与費（一般管理費）で退職者に対する職員手当、基金費で積立金を追加する。民生費において、障がい福祉サービス等給付事業で扶助費を追加し、民間保育所及び認定こども園等運営補助事業で負担金補助及び交付金、福祉医療費助成事業（県）及び生活保護事業等で扶助費を減額する。衛生費において、感染症予防対策事業で物件費等、地球温暖化対策事業で負担金補助及び交付金等を減額する。農林水産業費において、担い手育成支援事業で国の補正予算活用に伴い負担金補助及び交付金を追加し、畜産業振興事業で負担金補助及び交付金、土地改良事業で市営土地改良事業に伴う工事請負費等を減額する。土木費において、国庫補助市道改良事業及び竹町都市公園アクセス道路整備事業で工事請負費等を減額する。教育費において、小学校運営事業及び中学校運営事業で国の補正予算活用に伴い物件費、小学校施設整備事業及び中学校施設整備事業で国の補正予算活用に伴い工事請負費等を追加し、社会体育施設整備事業で工事請負費等を減額する。公債費において、市債元金償還で繰上償還を実施するため償還金を追加するとともに、各費目において、職員給与費及び物件費等を精査し補正する。

これらの財源については、市税、法人事業税交付金、地方特例交付金、地方交付税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、県支出金、財産収入、寄附金及び諸収入、並びに繰入金及び市債で財源調整し充当する。